

当院では関東信越厚生局に下記の届出を行っております

令和8年1月1日現在

○基本診療料の施設基準

- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 歯科外来診療感染対策加算1
- ・ 急性期充実体制加算1
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 医師事務作業補助体制加算2(20対1)
- ・ 看護職員夜間配置加算1(12対1)
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 緩和ケア診療加算
- ・ 医療安全対策加算1
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ データ提出加算2・4
- ・ 認知症ケア加算2
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 特定集中治療室管理料5
- ・ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・ 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 急性期看護補助体制加算(25対1)、(夜間100対1)、(充実体制加算)
- ・ 療養環境加算
- ・ 無菌治療室管理加算1
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 感染対策向上加算1
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ 入院支援加算1・3
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 救命救急入院料4
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料1
- ・ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ・ 小児入院医療管理料3

○特掲診療料の施設基準

- ・ 外来栄養食事指導料の注2・注3に規定する施設基準
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 外来緩和ケア管理料
- ・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・ 一般不妊治療管理料
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 救急患者連携搬送料
- ・ 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・ 遺伝学的検査
- ・ がんゲノムプロファイリング検査
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ・ 国際標準検査管理加算
- ・ 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 長期脳波ビデオ同時記録検査1
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1・3
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携計画策定料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・ 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・ BRCA1/2遺伝子検査
- ・ 先天性代謝異常症検査
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- ・ 検体検査管理加算(I)、(IV)
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 胎児心エコー法
- ・ 長期継続頭蓋内脳波検査
- ・ 神経学的検査

- ・ 補聴器適合検査
- ・ ロービジョン検査判断料
- ・ 内服・点滴誘発試験
- ・ 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・ 画像診断管理加算1
- ・ 冠動脈CT撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 認知療法・認知行動療法1
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- ・ 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・ 導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・ 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・ 角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・ 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ・ 人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- ・ 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- ・ 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・ 経皮的下肢動脈形成術
- ・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・ 腹腔鏡下肝切除術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 全視野精密網膜電図
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ 経頸静脈的肝生検
- ・ 精密触覚機能検査
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 心臓MRI撮影加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・ 人工腎臓
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- ・ CAD/CAM冠
- ・ 歯科技工加算1及び2
- ・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・ 頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの(7本以上の電極による場合)に限る。)
- ・ 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(過活動膀胱)
- ・ 緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術))
- ・ 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ・ 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸閉鎖術(内視鏡によるもの)及び陰腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 大動脈バルーンポンピング法(IABP法)
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ・ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 生体腎移植術

- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・精巣温存手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術)
- ・周術期栄養管理実施加算
- ・輸血適正使用加算
- ・同種クリオプレシピレート作製術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)
- ・病理診断管理加算2
- ・看護職員処遇改善評価料87
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術)
- ・輸血管理料Ⅰ
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・周術期薬剤管理加算
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料96

○入院時食事療養の届出

- ・入院時食事療養(Ⅰ)